

土日受付、窓口延長でお取扱いする業務及び住所異動関連手続きの一覧

(お取扱いしていない業務については、お手数ですが、後日担当課でお手続きしてください。)

担当課連絡先 市外局番 0172	対 象 者	取扱業務 の有無	住 所 異 動 関 連 手 続 き の 一 覧		
			転 入	転 居	転 出
国保年金課 (国保) ☎40-7045 (後期高齢) ☎40-7046 (年金) ☎40-7048	国保加入者	○ ※1	住民異動届の手続きによって、弘前市の国保へ加入することになりますので、基本的に後日手続きは不要です。 保険証は、手続きから2週間前後に郵送となります。 保険料の通知は、翌月中旬(転入日が4月以降の方は7月中旬)に郵送となります。	保険証の訂正を行いますので、届出の際必ずお持ちください。 お忘れの方、なくされた方は後日担当課での手続きが必要です。	住民異動届の手続きによって弘前市の国保を脱退することになりますので、基本的に後日手続きは不要です。 保険証は回収しますので、必ずお持ちください。 国保料が変更となる場合は、後日通知が郵送となります。
	後期高齢者医療加入者	×	住民異動届の手続きによって、弘前市の後期高齢者医療に加入することになりますので、基本的に後日手続きは不要です。 保険証は後日郵送されます。 保険料の通知は、翌月中旬(転入日が4月以降の方は7月中旬)	後日、新住所の保険証が郵送されます。 現在お持ちの保険証は届出の際にお返しいただくか、後日担当課にお返しください(裁断の上破棄していただくことも可)。	住民異動届の手続きによって、弘前市の後期高齢者医療を脱退することになりますので、基本的に後日手続きは不要です。 保険証は届出の際にお返しいただくか、後日担当課にお返しください(裁断の上破棄していただくことも可)。
	年金受給者	×	手続きが必要な場合は、担当課より後日連絡します。 ※共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。		転入先の担当課へお問い合わせください。
こども家庭課 (児童手当・医療費等) ☎40-7039 (保育所等) ☎35-1131	児童手当受給者 子ども医療費対象者	○ ※1	認定請求(申請)手続きが必要です。 担当課で手続きをお願いします。	手続きが必要な場合がありますので、担当課に確認の上、手続きをお願いします。	資格喪失の手続きが必要です。 担当課で手続きをお願いします。
	児童扶養手当受給者 ひとり親家庭等医療費対象者 特別児童扶養手当受給者	○ ※1	住所変更手続きが必要です。 担当課で手続きをお願いします。		住所変更手続きが必要です。 担当課で手続きをお願いします。
	保育所・認定こども園・幼稚園等を利用中の方、 これから利用を希望する方	○ ※1	保育施設の利用申し込みに係る書類の交付や、必要書類の説明があります。後日、必要書類をすべてご持参の上、担当課での申し込みが必要です。	住所変更手続きが必要です。 担当課で手続きをお願いします。	退所手続きが必要です。(転出後に弘前市内の保育施設を利用し続ける場合も手続きが必要です。) 担当課で手続きをお願いします。
弘前市こども家庭センター ヒロ口3階(駅前町9-20) (妊娠中の方) ☎37-1323 (乳幼児の保護者の方) ☎33-1652 ※2	妊娠中の方	×	後日、弘前市こども家庭センターで手続きをお願いします。 ※ 来所日時について事前連絡が必要です。 ※ 「母子健康手帳」「妊婦健診受診票」をお持ちください。	手続きは不要です。	手続きは不要です。 転入先の担当課へお問い合わせください。
	乳幼児の保護者の方など(4歳未満) (乳幼児健診・予防接種の手続き)	×	後日、弘前市こども家庭センターで手続きをお願いします。 ※ 「母子健康手帳」をお持ちください。	手続きは不要です。	手続きは不要です。 転入先の担当課へお問い合わせください。
学務健康課 ☎82-1643	小学生、中学生	×	担当課へお問い合わせください。		手続きは不要です。 転入先の担当課へお問い合わせください。
介護福祉課 ☎40-7049	要支援・要介護認定を受けている(認定申請中)方	×	後日担当課で手続きをお願いします。		転入先の担当課へお問い合わせください。
上下水道部 お客さまセンター ☎55-6868	水道の使用開始届及び廃止届の必要な方	×	担当へお問い合わせください。 なお、3月20日(水・祝)、23日(土)、30日(土)のみ、電話で受け付けをいたします。(午前8時30分～午後5時) 平日は、通常どおり窓口で受け付けます。(市役所本庁舎窓口：午前8時30分～午後5時/岩木庁舎窓口：午前8時30分～午後5時) 市ホームページでは常時受け付けます。		

※1 令和6年3月31日(日)、4月6日(土)は、土日開庁(8:30~17:00)いたします。

令和6年4月1日(月)~5日(金)は窓口受付時間を19:00まで延長いたします。